

## 社会福祉法人 聡香会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聡香会（以下「当法人」という。）の役員  
の報酬等及び費用弁償に関する事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程にいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 1 報酬等とは、当法人と委任関係にある役員  
の職務執行の対価として支払われるものである。

### (報酬等)

第3条 役員には、報酬等は支給しない。

### (費用弁償)

第4条 当法人の役員が、理事会に出席した際の交通費は支給しない。

- 1 役員には、理事会が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。
- 2 上記費用の支給方法は、請求のあった日から遅滞なく支払う。本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 1 旅費は、実費を支給する。
- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払う。

### (適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

## 附則

本規程は、平成29年4月1日より適用する。

## 社会福祉法人 聡香会 評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聡香会（以下「当法人」という。）定款第8条の規程に基づき、評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬等)

第2条 評議員には、報酬等は支給しない。

### (交通費等)

第3条 当法人の評議員が、評議員会に出席した際の交通費は支給しない。

- 1 当法人は、当法人の評議員がその職務の執行に要する費用を弁償する。
- 2 上記費用の支給方法は、請求のあった日から遅滞なく支払う。本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会が別に定める。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

## 附則

1. 本規程は、平成29年4月1日より適用する。